

消防予第382号
平成21年9月15日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

消防用設備等の試験及び点検については、それぞれ「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成21年消防庁告示第17号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成21年消防庁告示第19号）が平成21年9月15日に公布されたことに伴い、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月12日付け消防予第172号）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 試験基準の一部改正について

「第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準」の次に本通知の別添1「第36 加圧防排煙設備の試験基準」を加えること。

第2 点検要領の一部改正について

「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」の次に本通知の別添2「第34 加圧防排煙設備」を加えること。

消防庁予防課

担当 : 塩谷、長田

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
- 第22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第27の2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第36 加圧防排煙設備の試験基準

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第14 非常警報器具及び設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）
- 第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）
- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源（非常電源専用受電設備）
- 第24 非常電源（自家発電設備）
- 第25 非常電源（蓄電池設備）
- 第25の2 非常電源（燃料電池設備）
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備

第36 加圧防排煙設備

加圧防排煙設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合 否 の 判 定 基 準
排煙口等	防煙区画	目視により確認する。	設計どおりであること。
			区画の構造は不燃材料となっていること。
			周囲に障害となるものがなく、適正な位置及び構造となっていること。
	排煙口	目視により確認する。	防煙区画内ごとに規定の距離以内であり、かつ、区画内の煙を有効に排出できる位置に設けられていること。
			周囲に排煙上の障害となる物がないこと。
			排煙用の風道とは、確実に接続されていること。
排煙用の風道	目視により確認する。	a 防煙区画内の煙を有効に排出できる開口面積を有していること。 b 排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれがないこと。 c 排煙時以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。 d 耐熱性を有する不燃材料で造られていること。 e 自然排煙口にあつては、防煙区画の床面積に応じた適正な大きさであること。	
		a 火災の際延焼のおそれのない位置に設けられていること。 b 可燃物等が接触するおそれがある場合は、延焼防止上適切な処置が講じられていること。	
		a 排煙用の風道が防煙壁を貫通している場合は、排煙上支障にならない処置が講じられてあること。 b 不燃材料で造られ、接続部は確実に固定されていること。 c 排煙用の風道の断面は、排煙量に応じた適正なものであること。 d 防煙区画ごとに、自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない風道が一以上設けられていること。 e 自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置していない風道にあつては、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれがないよう措置されていること。	
		耐火構造の壁又は床を貫通する箇所は、不燃材料で確実に埋めもどしが施してあること。	
	ダンパー	a 外部から容易に開閉できるものであり、点検が容易にできる箇所に点検口が設けられていること。 b 不燃材料で造られ、温度が著しく上昇したとき以外は閉鎖しないものであること。	

排煙機	設置場所等		目視により確認する。	a 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。
	構造・材質			b 建築物の堅固な部分に確実に固定されていること。
	性能			排煙機は、防煙区画等及び風道の容積に応じた排煙量を有するものであること。
	電動機等との連結			電動機等との連結は、排煙機の機能低下のおそれのない構造であること。
	電動機等	設置状況	目視により確認する。	十分な強度を有し、ベッド等へ堅固に取り付けられていること。
		接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
		配線		配線は電気工作物に係る規定により適正にされていること。
		潤滑油		a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
	回転羽根等		目視により確認する。	回転羽根等に変形、損傷等がなく回転が正常であること。
	制御装置等	設置場所	目視により確認する。	火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。
制御盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路の事故等による影響を受けないような措置が講じてあること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。		
予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。		
接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。		
機能等		a 排煙機を有効に作動できるものであること。 b 操作回路の配線は、所定の耐熱性能を有するものであること。		
加圧式 消火活動拠点	拠点区画	設置場所	目視により確認する。	防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一の遮煙開口部までの水平距離が50m以下となるように設けてあること。
		規模等		床面積が10㎡以上で、かつ、消火活動上支障のない形状であること。
		区画内の状況		避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと。
	開口部	構造等		設計どおりであること。
		周囲の状況		周囲に開閉上支障となる物がないこと。
構造	遮煙開口部には、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸が設けてあること。			
給気口	設置位置等		目視により確認する。	加圧式消火活動拠点ごとに、一以上設けてあること。
	周囲の状況			周囲に給気上の障害となる物がないこと。
	給気用の風道との接続			給気用の風道とは、確実に接続されていること。

		構 造 等		<ul style="list-style-type: none"> a 給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれがないこと。 b 給気時以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。 	
給 気 用 の 風 道		設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 火災の際延焼のおそれのない位置に設けられていること。 b 可燃物等が接触するおそれがある場合は、延焼防止上適切な処置が講じられていること。 	
		構 造		<ul style="list-style-type: none"> a 給気用の風道が防煙壁を貫通している場合は、排煙上支障にならない処置が講じられてあること。 b 不燃材料で造られ、接続部は確実に固定されていること。 c 給気用の風道の断面は、給気量に応じた適正なものであること。 	
		防火区画の貫通部分		耐火構造の壁又は床を貫通する箇所は、不燃材料で確実に埋めもどしが施してあること。	
		ダ ン パ ー		<ul style="list-style-type: none"> a 外部から容易に開閉できるものであり、点検が容易にできる箇所に点検口が設けられていること。 b 不燃材料で造られていること。 c 自動閉鎖装置が設けられていないこと。 	
給 気 機	設 置 場 所 等	構 造 ・ 材 質	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 点検に便利で、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所であり、かつ、火災により発生した煙を取り込むおそれのない位置に設けてあること。 b 建築物の堅固な部分に確実に固定されていること。 	
				性 能	給気機の構造及び材質は、耐熱性を有するものであること。
				電 動 機 等 と の 連 結	電動機等との連結は、給気機の機能低下のおそれのない構造であること。
				電 動 機 等	設 置 状 況
	接 地 工 事	電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。			
	配 線	配線は電気工作物に係る規定により適正にされていること。			
	回 転 羽 根 等	潤 滑 油	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。 	
				目視により確認する。	回転羽根等に変形、損傷等がなく回転が正常であること。
	制 御 装 置 等	設 置 場 所	目視により確認する。	火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。	
		制 御 盤		<ul style="list-style-type: none"> a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路の事故等による影響を受けないような措置が講じてあること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。 	

		予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
		機能等		a 給気機を有効に作動できるものであること。 b 操作回路の配線は、所定の耐熱性能を有するものであること。
空気逃し口		設置位置等	目視により確認する。	隣接室又は一般室に設けられていること。
		周囲の状況		周囲に空気逃し上の障害となる物がないこと。
		風道との接続		常時外気に開放されている風道（断熱、可燃物との隔離等の措置が講じられたものに限る。）とは、確実に接続されていること。
		構造等		a 不燃材料で造られていること。 b 他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続するものにあつては、給気口の開放時以外は閉鎖状態を保持すること。 c 隣接室又は一般室の空気を有効に逃がすことのできる開口面積を有していること。
起 動 装 置	排煙口の手動起動装置	設置場所等	目視により確認する。	a 防煙区画内の火災時に容易に操作できる場所及び防災センター等に設けてあること。 b 防煙区画内に設けるものにあつては、当該防煙区画内を見とおすことができる場所に設けてあること。
		操作部等		a 所定の位置に設けてあること。 b 確実に操作できる構造のものであること。
		表示		操作部直近の見やすい箇所に、排煙口の手動起動装置である旨及び、使用方法を明示した表示が設けられていること。
	給気口の手動起動装置	設置場所等	目視により確認する。	a 加圧式消火活動拠点内の火災時に容易に操作できる場所及び防災センター等に設けてあること。 b 加圧式消火活動拠点内に設けるものにあつては、当該加圧式消火活動拠点内を見とおすことができる場所に設けてあること。
		操作部等		a 所定の位置に設けてあること。 b 確実に操作できる構造のものであること。
		表示		操作部直近の見やすい箇所に、給気口の手動起動装置である旨及び、使用方法を明示した表示が設けられていること。
排煙口の手動起動装置	感知器又は閉鎖型スプリンクラーヘッド	設置場所等	目視により確認する。	a 煙又は熱を有効に感知できる場所に設けてあること。 b 感知器は、自動火災報知器試験基準の感知器の基準に準じて確認すること。 c 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、スプリンクラー設備試験基準のスプリンクラーヘッドの基準に準じて確認すること。
	構造等	a 検定品であること。 b 変形、損傷等がないこと。		

電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用回路となっており、加圧防排煙設備専用である旨の表示が適正にされていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別		非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
耐 震 措 置		目視により確認する。	排気用の風道、給気用の風道、空気逃し口に直結する風道、排煙機、給気機及び非常電源には地震動等により変形、損傷等が生じないように処置がされていること。

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
排煙口の手動起動装置作動試験	防災センター等及び防煙区画に設けられた手動起動装置のレバー等を操作し、排煙口を開放させ、排煙機の作動及び排煙性能を確認する。	a 排煙口は、手動操作により確実に開放すること。 b 排煙機は、排煙口の開放と連動して自動的に作動すること。 c 排煙口は、遠隔操作により確実に開放すること。 d 排煙機は、防煙区画の区分に応じて適正な排煙量を有していること。 e 排煙機には異常音がないこと。 f 回転羽の回転の回転方向が適正で、回転が円滑であること。 g 排煙用の風道等は、空気漏れがなく十分な風量を有していること。
排煙口の自動起動装置作動試験	防煙区画ごとの排煙口に連動する感知器又はスプリンクラーヘッドを作動させ、排煙口が開放し、排煙機が作動することを確認する。	a 感知器又はスプリンクラーヘッドの作動が確実であること。 b 排煙機は、排煙口の開放と連動して自動的に作動すること。
給気口の手動起動装置作動試験	防災センター等及び加圧式消火活動拠点に設けられた手動起動装置のレバー等を操作し、給気口を開放させ、給気機の作動、空気逃し口又は排煙口の開放、給気性能等を確認する。	a 給気口は、手動操作により確実に開放すること。 b 給気機は、給気口の開放と連動して自動的に作動すること。 c 給気口は、遠隔操作により確実に開放すること。 d 一の遮煙開口部を幅40cm開放した場合、当該遮煙開口部を通過する風速が必要通過風速以上であること。 e 給気機には異常音がないこと。 f 回転羽の回転の回転方向が適正で、回転が円滑であること。 g 給気用の風道等は、空気漏れがなく十分な風量を有していること。 h 空気逃し口又は排煙口は、給気口の開放と連動して自動的に開放すること。 i 加圧式消火活動拠点に設けられた扉を開放するための力が100Nを超えないこと。
通 話 装 置	防災センター等との通話状態を確認する。	a 防災センター等と通話できるものであること。

第 34 加圧防排煙設備の点検要領

1 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)	
防煙区画壁	固 定 壁	目視により確認する。	ア 壁面に著しい変形、損傷、亀裂等がないこと。 イ 間仕切りの変更等により撤去されていないこと。 ウ 壁が撤去されてなく、他の部分へ貫通する開口部が設けられていないこと。	
	可 動 壁	周 囲 の 状 況	目視により確認する。 周囲に開閉の障害となるようなものが置かれたり、又はつり下げられたりしていないこと。 ※ 模様替え、増改築、用途変更の有無を確認し、防煙区画の状態をチェックすること。	
		外 形	目視により確認する。	変形、損傷、亀裂等がないこと。
		機 能	目視及び降下又は開閉操作により確認する。	ア シャッターのガイドレールに損傷等がなく、防火戸が開閉式のものにあっては、ストッパー等の脱落、破損等がないこと。 イ 閉鎖時において間隙を生じないこと。 ウ 確実に作動すること。 ※ 遠隔操作による場合は、空調機器等に支障がないかどうかを確認してから行うこと。
排 煙 口	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	周囲に煙の流動等に障害となるような棚、物品等が置かれたり、造られていたりしていないこと。	
	外 形	目視により確認する。	枠、パネル、排煙ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。	
	機 能	目視及び開閉操作により確認する。	ア 排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。 イ 排煙ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放すること。 ウ ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。 エ ロック部に錆びつき、塵あいの付着等がないこと。 ※ 排煙機と連動しているものは、連動機構を停止してから行うこと。	
排煙用の風道	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	可燃物 (木材、紙、電線等) が接触していないこと。	
	外 形	目視により確認する。	ア 著しい変形、亀裂、損傷等がなく断熱材等の脱落もないこと。 イ 防火区画の壁等を貫通する部分の埋めもどし材が脱落していないこと。 ウ フィルターが設けてあるものは、異物の付着、塵あいのつまり等がないこと。	
	支 持 部	目視及び所定の操作により確認する。	ア 支持金具に著しい変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 支持金具の支持部及びナットにがたつき、緩み等がなく、堅固に固定されて	

				いること。
	防 火 ダ ン パ ー		目視及び所定の操作により確認する。	ア 取付部に緩み、がたつき、錆等がないこと。 イ 塗装、異物の付着等がなく、円滑に作動すること。
	接 続 部		目視により確認する。	ア 排煙機及び排煙口等との接続部のフランジ部に損傷、変形、ナットの緩み等がないこと。 イ パッキン等の損傷、脱落等がなく、接続部の緩み及びがたつきがないこと。
排 煙 機	外 形		目視及び手で触れることにより確認する。	ア 排煙機の周囲は、点検に支障となる物品等が置かれてなく、可燃物（木材、紙等）が接触していないこと。 イ 室内に設けられているものにあつては、当該室の壁、出入口等の破損がないこと。 ウ 室外に設けられているものにあつては、雨露の影響を受けない措置がなされていること。 エ 排煙機の取付部のボルト・ナットがはずれていたり、緩んでいたりしないこと。 オ 風道との接続部（フランジ部）にナットの緩み、破損等がないこと。
	電動機	回 転 軸	目視及び所定の操作により確認する。	回転が円滑であること。
		軸 受 部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
		動 力 伝 達 装 置	目視及び所定の操作により確認する。	ア プーリと回転軸に緩みがなく、変形、損傷、著しい摩耗等がないこと。 イ Vベルトは動力を伝達するに支障のない緩みであり、損傷、摩耗、油脂の付着等がないこと、
		機 能	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転及び回転方向が正常であること。 ※（ア）操作を行う際、空調機器等の関連機器への影響を確認して行うこと。 （イ）運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源をしゃ断して行うこと。
	制御装置	制御盤	周囲の状況	目視により確認する。 火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設定され、周囲に使用上及び点検上の障害になるものがないこと。
外形			目視により確認する。 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	
表 示		目視により確認する。 ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。		
電 圧 計 及 び 電 流 計		外形及び指針を目視により確認する。 ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指針の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。		
開 閉 器 及 び ス イ ッ チ 類		目視、操作及びドライバー等により確認する。 ア 変形、損傷、腐食、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。		

		ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継電器	目視、ドライバー及びスイッチにより確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
		表示灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
回 転 羽 根	回 転 軸	所定の操作により確認する。	ア 回転羽根の回転は、円滑で正常な方向に回転し、異常振動、異常音等を発しないこと。 イ 回転羽根の曲がり、折損等がないこと。 ウ 回転羽根とケーシングとが接触しないこと。	
	軸 受 部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。	
排 煙 出 口		目視により確認する。	ア 雨露に接する部分に著しい腐食、損傷等がないこと。 イ 排煙出口の周囲に煙の排出に障害となる物等がないこと。 ※ 隣接建築物に増改築等が行われ、風向、風速等が変わる場合があるので合わせて確認すること。	
加圧式消火 活動拠点	区 画 変 更 等	目視により確認する。	増築、改築、模様替え等による区画の床面積、構造、開口部等の変更がないこと。	
	区 画 の 状 況	目視により確認する。	避難、通行及び運搬以外の用途に使用されていないこと。	
	開 口 部	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	周囲に開閉の障害となるような等が取り付け、又は置かれていないこと。
		外 形	目視により確認する。	枠、開口部及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食等がないこと。
		機 能	目視及び開閉操作により確認する。	ア 閉鎖時において間隙を生じないこと。 イ 確実に開閉できること。
通 話 装 置	送受話器の操作により確認する	加圧式消火活動拠点側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。		
給 気 口	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	周囲に給気の流動等に障害となるような棚、物品等が置かれたり、造られていたりしていないこと。	
	外 形	目視により確認する。	枠、パネル、ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。	

	機能	目視及び開閉操作により確認する。	<p>ア ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。</p> <p>イ ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放すること。</p> <p>ウ ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。</p> <p>エ ロック部に錆びつき、塵あいの付着等がないこと。</p> <p>※ 給気機との連動機構を停止してから行うこと。</p>	
給気用の風道	周囲の状況	目視により確認する。	可燃物（木材、紙、電線等）が接触していないこと。	
	外形	目視により確認する。	<p>ア 著しい変形、亀裂、損傷等がなく断熱材等の脱落もないこと。</p> <p>イ 防火区画の壁等を貫通する部分の埋めもどし材が脱落していないこと。</p> <p>ウ フィルターが設けてあるものは、異物の付着、塵あいのつまり等がないこと。</p>	
	支持部	目視及び所定の操作により確認する。	<p>ア 支持金具に著しい変形、損傷、脱落等がないこと。</p> <p>イ 支持金具の支持部及びナットにがたつき、緩み等がなく、堅固に固定されていること。</p>	
	防火ダンパー	目視及び所定の操作により確認する。	<p>ア 取付部に緩み、がたつき、錆等がないこと。</p> <p>イ 塗装、異物の付着等がなく、円滑に作動すること。</p>	
	接続部	目視により確認する。	<p>ア 給気機及び給気口等との接続部のフランジ部に損傷、変形、ナットの緩み等がないこと。</p> <p>イ パッキン等の損傷、脱落等がなく、接続部の緩み及びがたつきがないこと。</p>	
給気機	外形	目視及び手で触れることにより確認する。	<p>ア 給気機の周囲は、空気の取り入れ及び点検に支障となる物品等が置かれてなく、可燃物（木材、紙等）が接触していないこと。</p> <p>イ 室内に設けられているものにあつては、当該室の壁、出入口等の破損がないこと。</p> <p>ウ 室外に設けられているものにあつては、雨露の影響を受けない措置がなされていること。</p> <p>エ 給気機の取付部のボルト・ナットがはずれていたり、緩んでいたりしないこと。</p> <p>オ 風道との接続部（フランジ部）にナットの緩み、破損等がないこと。</p> <p>カ 火災により発生した煙を取り込むおそれがないこと。</p>	
	電動機	回転軸	目視及び所定の操作により確認する。	回転が円滑であること。
		軸受部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
		動力伝達装置	目視及び所定の操作により確認する。	<p>ア プーリと回転軸に緩みがなく、変形、損傷、著しい摩耗等がないこと。</p> <p>イ Vベルトは動力を伝達するに支障のない緩みであり、損傷、摩耗、油脂の付着等がないこと、</p>
		機能	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

				イ 著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転及び回転方向が正常であること。 ※ (ア) 操作を行う際、空調機器等の関連機器への影響を確認して行うこと。 (イ) 運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源をしゃ断して行うこと。	
	制御装置	制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設定され、周囲に使用上及び点検上の障害になるものがないこと。
			外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示		目視により確認する。	ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
		電圧計及び電流計		外形及び指針を目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指針の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
		開閉器及びスイッチ類		目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア 変形、損傷、腐食、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類		目視により確認する。	ア 損傷、熔断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継電器		目視、ドライバー及びスイッチにより確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
		表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接地予備品等		目視及び回路計により確認する。 目視により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。 ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	回転羽根	回転軸		所定の操作により確認する。	ア 回転羽根の回転は、円滑で正常な方向に回転し、異常振動、異常音等を発しないこと。 イ 回転羽根の曲がり、折損等がないこと。 ウ 回転羽根とケーシングとが接触しないこと。
		軸受部		目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
空気逃し口	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に空気の流動等に障害となるような柵、物品等が置かれたり、造られていないこと。	
	外形		目視により確認する。	枠、パネル、ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。	
	機能		目視及び開閉操作により確認する。	ア ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。 イ ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放するこ	

					と。 ウ ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。 エ ロック部に錆びつき、塵あいの付着等がないこと。
起 動 装 置	排煙口の 手動起動 装 置	手 動 操作箱	周囲の状況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外 形 表 示		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	ハ ン ド ル 及 び レ バ ー 等	目視及びハンドル又はレバー等の操作 により確認する。	ア ハンドル及びレバーの損傷、脱落等がなく、ワイヤロープの切断、錆つきが ないこと。		
			イ ハンドルは、片手で容易に回転して、開放装置が作動すること。		
給気口の 手動起動 装 置	手 動 操作箱	周囲の状況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。	
		外 形 表 示		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	
	ハ ン ド ル 及 び レ バ ー 等	目視及びハンドル又はレバー等の操作 により確認する。	ア ハンドル及びレバーの損傷、脱落等がなく、ワイヤロープの切断、錆つきが ないこと。		
			イ ハンドルは、片手で容易に回転して、開放装置が作動すること。		
排 煙 口 の 自 動 起 動 装 置	煙感知器は自動火災報知設備の要領に 準じて確認する。	ア 煙感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ 感知器の作動により排煙機が確実に作動すること。			
耐 震 措 置	目視及びスパナ等により確認する。	ア 風道等に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がな いこと。 ウ 壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持 されていること。			

2 総合点検

点 検 項 目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判 定 方 法
排 煙 機	非常電源に切り替えた状態で、手動又は自動の起動操作により確認する。 ※ 病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	排煙口等の開放と連動して、排煙機が確実に起動すること。
給 気 機		給気口等の開放と連動して、給気機が確実に起動すること。
電 動 機 の 運 転 電 流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
運 転 状 況		運転中に不規則、不連続な雑音又は異常な振動、発熱がないこと。
回 転 羽 根		回転及び回転方向が正常であり、かつ、異常な振動等がないこと。
空 気 逃 し 口		給気口の開放と連動して、空気逃し口又は排煙口が確実に開放すること。
扉 の 開 放 状 況		加圧式消火活動拠点ごとに設けられた扉を開放するための力が100Nを超えないこと。
可 動 壁		可動壁が確実に作動すること。